

新座市市民公益活動補償制度のご案内

【新座市市民公益活動補償制度とは】

新座市では、多くの市民団体がボランティアをはじめとした公益的な市民活動を行っています。しかし、万が一活動中に事故が発生し、けがをしたり、他人にけがを負わせたりした場合、個人が何らかの負担を強いられる事も考えられます。

本制度は、市が保険料を負担し、このような市民公益活動中の事故を救済し、市民の皆さんが安心して活動に参加できるよう保障する制度です（市民の皆さんが、保険料をお支払いいただく必要はありません。）。

【制度の対象となる活動とは】

本制度の対象は、下記に定義した市民公益活動^{※1}を行う市民団体等^{※2}となります。

※1 市民公益活動

市民団体等が無報酬（交通費、弁当代程度の実費弁償は除く。）で行う地域社会活動、社会福祉活動、社会教育活動、青少年育成活動、国際交流活動等の社会的活動その他の市長が認める活動であって、継続的、計画的又は臨時的な公益性のある活動をいいます（政治、宗教及び営利を目的とする活動は除く。）。

※2 市民団体等

市内に活動拠点を置き、市民により自発的・自主的に構成された団体及びその指導者並びに個人をいいます。

※ 活動準備や準備活動中の往復経路も含まれます。

※ 対象となる主な事例は、中面をご覧ください。

【保険の適用を受けるには】

活動を行う前に、事前の登録が必要です。地域活動推進課窓口での申請のほか、郵送申請、電子申請による手続きが可能です（登録申請書については、市ホームページからダウンロードが可能です。）。

団体の場合は、登録申請書に規約・会則を添付し、提出してください。

※ 市が事務局となっている団体は市で登録の手続きを行いますので、個別に手続きする必要はありません。

電子申請（登録申請）について

市ホームページから電子申請サイトに進めるほか、右のQRコードを読み取って登録申請を進めることができます。



【対象となる具体的な活動】

分野	主 な 活 動
地域社会活動	イベントスタッフ（観光イベント、町内会のまつり・餅つき大会等）／清掃美化活動（まち美化パートナー等）／植栽活動／環境保全活動（グリーンサポーター、公園ボランティア制度等）／防犯パトロール／交通安全街頭啓発等
地域福祉活動	障がい者援護活動（点訳・音訳等、講座介助スタッフ等）／高齢者介助（送迎、傾聴、デイサービス、各種講座運営スタッフ等）／子育て支援（保育、子どもの送迎、読み聞かせ等）／健康・保健指導（健康づくり啓発、ウォーキングマップづくり等）等
社会教育・青少年育成・生涯学習活動	子どもの学習指導（プラネタリウム上映、ばわーあっぷくらぶ指導者等）／読み聞かせ（公民館、図書館等）／スポーツ・文化・芸術（ボランティアで活動する指導者・スタッフのみ対象）／成人式実行委員会等
国際交流活動	外国人留学生のホームステイ受入れ／日本語指導／翻訳・通訳／異文化理解活動（交流イベント、講座スタッフ等）等
その他地域活動	市民カメラマン／子どものためのおもちゃ修理／市が主催する各種審議会・ワークショップ等

※ あくまでも、活動事例でありますので、表に掲載されていない活動でも対象となる場合もあります。

【対象とならない具体的な活動】

・ けんか祭り・だんじり祭り等の危険度が高い祭礼 ・ 市民活動の主催・共催に当たり職務として従事している活動 ・ 園児・児童・生徒を対象とした学校管理下での活動 ・ 山岳・海難救助ボランティア活動、災害救助ボランティア活動等の緊急時での活動 ・ 銃器を使用する害獣駆除ボランティア活動 ・ 森林ボランティア活動で野焼き・山焼きを行うもの及びチェーンソーを使用するもの ・ スポーツ活動で山岳登攀、リ्यूージュ、ボブスレー、グライダー操縦、スカイダイビング、スキューバダイビング、外洋におけるヨット等危険な運動を伴う活動 ・ 専ら自らのために行うスポーツ、文化、芸術活動（指導者及び介助は対象） ・ イベントや祭りの参加者による事故（スタッフは対象） ・ スポーツ大会・レクリエーション大会の参加者による事故（スタッフは対象）

※ このほか、保険会社の定める約款等に基づき、対象とならない活動があります。

【保険の内容】

(1) 損害賠償責任事故

市民団体等が参加者や第三者の身体や物品に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に適用されます。

賠償区分	補償限度額
身体賠償 (他人の身体に損害を与えた場合)	1人につき 5,000万円 1事故につき 3億円(生産物事故は契約期間中3億円が限度)
財物賠償 (他人の財物に損害を与えた場合)	1事故につき 300万円(生産物事故は契約期間中300万円が限度)
保管物賠償 (他人からの預かり品などを損失・き損・汚損等により被害を与えた場合)	1事故につき 100万円(契約期間中100万円が限度)

※ 免責金額(自己負担額) 身体賠償及び財物賠償 1,000円
保管物賠償 5,000円

(2) 傷害事故

参加者が活動中に急激かつ偶然な外来の事故により負傷、又は死亡した場合に適用されます。

補償区分	補償額
死亡補償 (事故発生の日から180日以内に死亡したとき。)	1人につき 500万円
後遺障害補償 (事故発生の日から180日以内に後遺障がいが生じたとき。)	1人につき 15万円から500万円の範囲
入院補償 (事故発生の日又は発症の日から180日以内の入院とし、180日を限度とする。)	1人につき 1日3,000円
手術補償 (事故発生の日又は発症の日から180日以内に受けた手術)	(1) 入院中(傷害を被り、その直接の結果として入院している間をいう。)に受けた手術 入院補償の日額に10を乗じて得た額 (2) 前号に掲げる手術以外の手術 入院補償の日額に5を乗じて得た額
通院補償 (事故発生の日又は発症の日から180日以内の通院とし、90日を限度とする。)	1人につき 1日2,000円

※ 後遺障害補償金の支払に当たっては、障がいの区分に応じて、支払う額が異なります。詳細はお問合せください。

【事故が発生した場合の手続について】

(1) 事故状況の記録

活動の責任者は事故の日時、場所、事故の状況、被害者、傷害（損害）の程度、加害者などの状況を記録してください。

(2) 地域活動推進課への連絡及び事故報告書の提出

事故後、団体の責任者は速やかに地域活動推進課へ事故の内容をご連絡ください。その後、「新座市市民公益活動補償制度事故報告書」を提出いただき、事故内容が補償制度の対象となるか等を審査します（事故発生日を含めて30日以内に書類を提出してください。）。

(3) 保険金請求

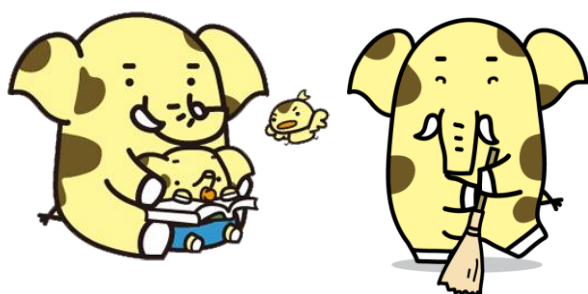
補償制度の対象となった事故について、訴訟・示談など賠償責任が法的に確定した日、また、全ての治療が完了した日を含め、30日以内に保険金の請求手続を行ってください。

【市民公益活動補償制度の利用に当たって】

(1) 活動内容によって対象となるか否かを決定しますので、事前に登録いただいた団体の全ての活動が対象となるわけではありません。

(2) 団体の構成員名簿については、各団体において作成し、保管をお願いします。

(3) これまで各団体が独自に加入していた保険の補償内容を全て補償する制度ではありません。このため、各団体がより充実した補償内容を必要とするときは、他に保険をかける等ご検討ください。



新座市イメージキャラクター
ゾウキリン

【お問合せ・ご連絡先】

〒352-8623 新座市野火止一丁目1番1号

新座市市民生活部地域活動推進課

（新座市役所本庁舎3階）

電話：048-477-1583（直通）

URL：<https://www.city.niiza.lg.jp/>